

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号		35		担当課		薬務衛生課	
法令名	公衆浴場法	根拠条項	4	許認可等の内容	患者に対する入浴の特例許可				
<p>○公衆浴場法施行規則 (昭和23年厚生省令第27号)</p> <p>〔患者の入浴〕</p> <p>第五条 次に掲げる場合は、法第四条ただし書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条に規定する患者 (以下「患者」という。) を入浴させることができる。</p> <p>一 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第四条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p> <p>二 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p> <p>○公衆浴場法施行細則 (昭和23年愛媛県規則第67号)</p> <p>(患者を入浴させるための許可申請)</p> <p>第5条 営業者は、公衆浴場法第4条ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 温泉を使用する場合にあつては、療養効果を証する書類</p> <p>(2) 患者用の入浴施設の構造設備を明らかにした書類及び平面図</p>									